

相楽郡広域事務組合の名称変更に伴う条例の整理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、相楽郡広域事務組合を相楽広域行政組合に名称変更することに伴い、現に施行されている条例(以下「既存の条例」という。)の整理について、必要な事項を定めるものとする。

(既存の条例の改正)

第2条 既存の条例中「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」に改める。

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行前の条例、規則及び規程等を示す箇所については、同項の規定は適用しない。

3 既存の条例中題名に「相楽広域行政組合」又は「相楽広域行政組合職員の」、「相楽広域行政組合会計年度任用職員の」と冠することが適当である条例の題名に「相楽広域行政組合」又は「相楽広域行政組合職員の」、「相楽広域行政組合会計年度任用職員の」を冠する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。